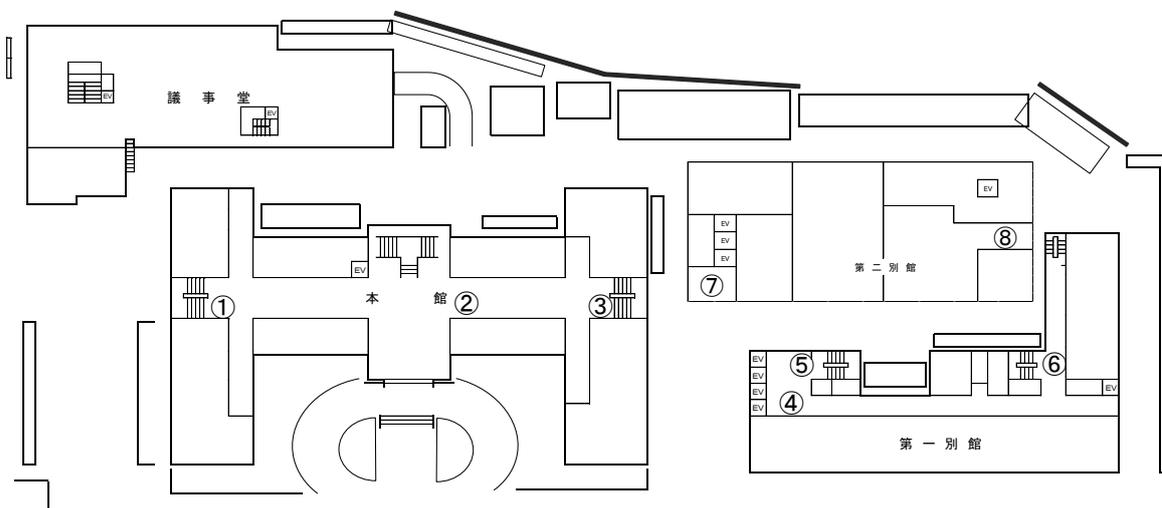


## パンフレットスタンド設置仕様書

### 1 主な仕様等

- (1) 広告の種類 パンフレットスタンドの設置  
(2) 設置場所 本庁舎第一別館正面玄関内等 8箇所



- (3) 設置台数 8台（第二別館は移転完了後から）  
(4) スタンドのサイズ等 A4版2列5段程度  
幅600mm×高さ1600mm×奥行500mm程度（本体）  
(5) 留意事項 一般の方も頻繁に出入りするスペースであることに留意して、安全性が確保されるものであること。

### 2 パンフレットスタンド設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（第二別館は移転完了後から）

### 3 パンフレットスタンドの設置等

- (1) パンフレットスタンドの設置・撤去、パンフレット類の掲出・補充・撤収は、広告取扱業者の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とする。  
(2) パンフレット類の掲出に当たっては、財産活用推進課と協議のうえ、業務に支障が生じることのないよう実施すること。

### 4 行政財産の使用許可等

パンフレットスタンドの設置に当たり、広告取扱業者は、行政財産使用許可申請書を提出し、知事の許可を受けるとともに使用面積に応じ行政財産使用料を県に納付しなければならない。

（参考：行政財産使用料 m<sup>2</sup>当たり 2,430 円/年）